



国 監 告 第 1 0 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年度第1回定期監査  
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和3年7月7日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子



【指摘事項】

(1) 自動車運転日誌の記入について

自動車運転日誌にある日常点検中、上記点検及び運行において異常が認められた箇所の欄が一部未記入であった。日常点検は、自動車を安全に運行するため、運行前に行う必要不可欠な点検作業である。このことから自動車運転日誌の日常点検欄に記入漏れのないよう徹底されたい。

(日常点検整備は、道路運送車両法第47条の2により義務化されている。)

措置前の状況

運転者が乗車前の点検後に点検結果を記入し、運転者が帰庁後に車両管理者もしくは所属長が運転日誌のダブルチェックをしていましたが、車両管理者と所属長がともに不在の際などは、運転者が帰庁時に運行日誌のチェックすることができていませんでした。

措置の内容

運行前に運転者には記入を忘れないように伝え、運転者が帰庁時に車両管理者もしくは所属長が不在の場合には、他の職員がダブルチェックをした上で運転日誌を受け取り、車両管理者もしくは所属長が戻りしだい再度運転日誌をチェックするようにします。

【指摘事項】

(2) 郵券受払簿の確認について

郵券の受払簿の確認を行ったところ、令和3年5月に購入した分と利用した分の記載がなかった。これまで、使用した記録をパソコンに記録してから、郵券受払簿にはまとめて記入していたとのことであるが、使用時及び購入時には、郵券受払簿に速やかに記入されたい。

措置前の状況

使用した郵券の記録をパソコンに入力し、郵券受払簿には後日まとめて記入していました。

措置の内容

使用時及び購入時に、郵券受払簿に速やかに記入します。

【要望事項】

(1) 自転車駐車場定期利用 IC カードの保管状況について

IC カードの残枚数確認の方法について調査をおこなったが、帳簿上での受払の他に、定期的に実地枚数の確認を実施していることが、確認できなかった。

IC カードの残枚数について、購入時に枚数を確認し、キャビネットに保管しているものから直近で使用する枚数を取り出し、その分は、定期的に在庫数の確認を行うようにしていたとのことであるが、キャビネットの保管分は在庫の動きが少ないので、購入時にしか在庫数を確認していないとのことであった。在庫管理においては、すべての残枚数を正しく確認するため、キャビネット分については、収納箱を小分けにするなどして定期的に確認するよう検討されたい。

措置前の状況

IC カードの残枚数は、購入時に枚数を確認したうえで、キャビネットに保管し、直近で使用する枚数として 2 箱（1 箱 200 枚入り）を取り出し、鍵の掛かる机の引き出しでキャビネット分も合わせた差引簿をつけて管理しています。

取り出した 2 箱につきましては、定期的に在庫数の確認を行うようにしていましたが、キャビネットの保管分は在庫の動きが少ないので、購入時にしか在庫数を確認していませんでした。

措置の内容

キャビネット分の在庫数も机の保管分の確認と合わせて定期的に確認するようにします。